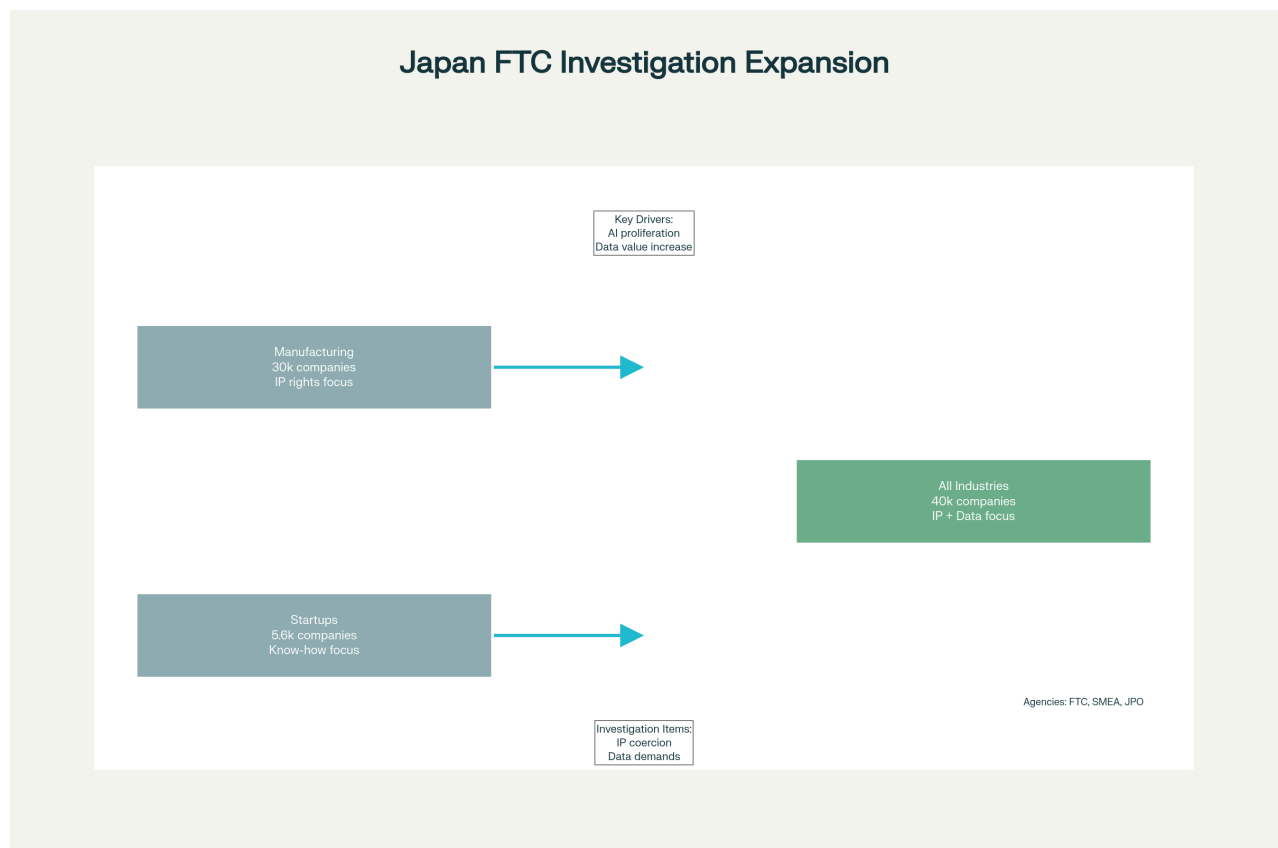




公正取引委員会による中小企業知的財産・データ保護調査の大幅拡大：AI時代における企業間取引慣行の変革と競争環境への影響

公正取引委員会が2025年8月に発表した全産業4万社を対象とする知的財産・データ提供強要調査は、日本の企業間取引慣行に根本的な変革をもたらす可能性を秘めた画期的な取組みである。生成AIの急速な普及により産業データの価値が飛躍的に高まる中、これまで製造業とスタートアップに限定されていた調査範囲を全業種に拡大することで、中小企業の知的財産とデータを優越的地位の濫用から保護し、公正な競争環境の構築を目指している。^{[1] [2]}



Japan Fair Trade Commission Investigation Expansion: From Manufacturing/Startups to All Industries

優越的地位の濫用の法的枠組みと問題行為の類型

独占禁止法における優越的地位の濫用の定義

優越的地位の濫用とは、取引上優越的な地位にある事業者が、その地位を利用して相手方に対して正常な商慣習に照らし不当とされる要求等をする行為を意味する。独占禁止法第2条第9項第5号では、この行為を「不公正な取引方法」として明確に禁止しており、違反した場合には公正取引委員会による排除措置命令や課徴金納付命令の対象となる。^[3]^[4]^[5]

優越的地位の濫用が成立するためには、以下の3つの要件を満たす必要がある。第一に、取引上の地位が相手方に優越していること、第二に、その優越的地位を利用していること、第三に、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えていることである。これらの要件は、相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害し、公正な競争を損なう行為を規制することを目的としている。^[6]^[3]

具体的な違反行為の種類

独占禁止法は優越的地位の濫用の行為類型として、（1）購入・利用を強制する行為、（2）経済上の利益の提供を要請する行為、（3）相手方に不利益となる取引条件の設定等をする行為の3つを定めている。具体的な事例としては、融資先企業に対する金融商品の購入要請、一方的な返品条件の設定、協賛金の負担要求などが挙げられる。^[3]

特に知的財産に関連する優越的地位の濫用では、「無償での技術指導の強要」「知的財産権の無償譲渡・無償ライセンスの要請」「営業秘密の開示強要」といった行為が問題となる。これらの行為は、中小企業の競争力の源泉である知的財産を不当に奪取し、取引相手との関係において競争上有利な立場を築こうとするものである。^[7]

過去の調査から判明した知的財産取引の問題実態

製造業を対象とした実態調査の成果

公正取引委員会は2019年6月、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表した。この調査は、製造業者3万社を対象とした大規模な書面調査であり、15,875社から回答を得て、726件の問題事例を収集した画期的な取り組みであった。^[8]^[9]

調査で明らかになった問題事例は8つの類型に分類された。（1）秘密保持契約・目的外使用禁止契約なしでの取引強要、（2）営業秘密であるノウハウの開示等の強要、（3）ノウハウが含まれる設計図面等の買いたたき、（4）無償の技術指導・試作品製造等の強要、（5）著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結強要、（6）特許出願への干渉、（7）知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等の強要、（8）知財訴訟等のリスクの転嫁である。^[10]^[11]

最も多く報告された事例は「製品を納めるだけの契約だったのに、設計図やデータなど契約にない知財やノウハウを無償で提供させられた」というもので、約250件に上った。この調査により、従来認識されていた以上に深刻な知的財産の「搾取」が横行していることが明らかになった。^[12]^[13]

スタートアップ企業における取引慣行の課題

2020年11月に公表された「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」では、創業10年以内のスタートアップ1,447社の回答から、大企業との事業連携における様々な問題が浮き彫りになった。連携事業者または出資者から納得できない行為を受けた経験があるスタートアップは全体の約17%に上り、そのうち約42%が納得できない行為を受け入れていた。^{[8] [14] [15]}

具体的な問題事例として、「自社の重要な資料（アルゴリズム含む）を取引先が他社に開示することがあった」「主に自社のノウハウを用いて新たに生み出された発明等であっても、大企業に権利が帰属する条件になっている」「自社の技術が詰まった製品の製作を大企業に依頼したところ、その技術に関連する特許を無断で特許出願された」といった深刻な事例が報告された。^[16]

生成AIの普及による産業データ価値の飛躍的向上

AI技術による製造業データの革新的活用

生成AIの急速な普及により、中小企業が保有する産業データの価値が飛躍的に高まっている。製造業においてAIを活用した品質予測システムでは、過去の生産で使用した原材料情報や生産設備の状態などのプロセスデータと製品品質データの関係性をAIが学習し、生産途中の未来の品質結果を予測することが可能になっている。^[17]

実際の導入事例では、AIによる品質制御により不良発生率が65%～91%低減され、生産条件調整業務の自動化による省力化（労働生産性2倍）、24時間稼働での総生産量5%向上（1.2時間の条件変更判断待ち時間削減）といった顕著な成果が報告されている。^[17]

ビッグデータとAI技術の融合による価値創造

製造現場では、IoTセンサーやデバイスから収集される大量のデータがAI技術と融合することで、従来不可能だった高度な分析と予測が実現されている。設備の稼働状況を可視化し、製品の仕上がり品質を数値化し、製品の加工精度を製造条件にフィードバックして加工のばらつきを小さくするという取組みが、中小企業でも導入可能になってきている。^[18]

生成AIの活用により、中小企業では需要予測の精度向上、在庫管理の効率化、作業負荷の軽減および設備稼働率の向上といった効果が期待される。特に、市場動向や顧客ニーズの変化に素早く対応でき、大手と同等のスピードで意思決定ができる点が、中小企業にとって大きな競争優位をもたらす可能性がある。^{[19] [20]}

データの非競合的性質による活用拡大

データは物理的な財と異なり、同じデータを複数の主体が同時に利用しても価値が減少しない「非競合性」という特性を持つ。この特性により、適切に活用されれば一つの産業データから複数の価値を創出することが可能である。しかし、この特性が逆に、優越的地位にある事業者によるデータの不当な要求を助長するリスクともなっている。^[21]

中小企業のデータ・知的財産不当取得による深刻なリスク

競争優位性の喪失と収益機会の逸失

中小企業の知的財産やデータが取引先に不当に取得された場合、まず直面するのは競争上の優位性の喪失である。製造業者が研究開発等の末に獲得したノウハウや知的財産権は、当該事業者の競争力の源泉となるものであり、これが意に反して開示・譲渡された場合、当該事業者の知的財産戦略自体が成り立たなくなってしまう。^[9]

具体的なリスクとしては、以下が挙げられる。第一に、製造業者からノウハウや知的財産権を奪った取引先がその競争者との関係において競争上有利となる一方で、ノウハウや知的財産権を奪われた製造業者はその競争者との関係において競争上不利となるおそれが生じる。第二に、自社固有の技術やノウハウが競合他社に流出することで、差別化要因が失われ、価格競争に巻き込まれるリスクが高まる。^[9]

事業継続性への脅威と市場退出リスク

知的財産の不当な取得は、中小企業の事業継続性に深刻な脅威をもたらす。画期的な技術を持ったベンチャー企業が、その技術が大企業に不当に取得されることで市場から退出させられてしまうケースが報告されている。これは単なる個別企業の問題ではなく、日本のイノベーション・エコシステム全体の健全性を損なう重大な問題である。^[9]

特に、中小企業は資金力の不足から特許出願になるような技術を開発しても知財の権利化が困難な場合が多く、海外への出願も限られているため、技術情報が一度流出すると回復が困難となる。また、営業秘密として管理していた技術情報が不当に開示された場合、その秘匿性が失われ、競争優位の基盤が根本から崩れる可能性がある。^[12]

契約関係における交渉力格差の拡大

優越的地位を有する企業による知的財産やデータの不当な要求は、契約関係における交渉力格差をさらに拡大させる。中小企業は取引関係の継続を重視するあまり、不利な条件を受け入れざるを得ない状況に追い込まれがちである。^[22]

例えば、発注者の指示に基づく業務について、第三者との間に生じる知的財産権上の責任や負担を受注者に例外なく一方的に転嫁する契約条項や、発注者が希望する目的物において第三者が有する知的財産権を侵害しないことの保証に係る責任を受注者に例外なく一方的に転嫁する契約条項などが問題となっている。^[22]

公正取引委員会等による新たな4万社調査の全貌

調査拡大の目的と背景

公正取引委員会、中小企業庁、特許庁が合同で実施する新たな調査は、これまでの製造業とスタートアップ企業を対象とした調査を、中小企業を中心に全産業へと大幅に拡大するものである。調査対象企業数は約4万社に上り、業界が偏らないように無作為で抽出される。^{[11][2]}

この調査拡大の背景には、生成AIの利活用が広がりデータの価値が高まる中、監視を強めることで不正な取引を未然に防ぐ狙いがある。従来調査では知的財産権やノウハウ提供の強要に関する質問が

中心であったが、今回の調査では生産設備の稼働状況など産業データの提供を強要された経験の有無を新たに調べる。^[1]

調査項目の拡充と新たな着眼点

新たな調査では、従来の知的財産権やノウハウに関する項目に加えて、産業データに関する調査項目が大幅に拡充される。具体的には、生産設備の稼働状況、品質管理データ、製造プロセス情報、顧客情報など、AI学習に活用可能な各種データの提供強要に関する実態把握が含まれる。^[1]

調査は段階的に実施され、まず約4万社に調査票を送付し、今秋以降は当事者らにも取引の実態を聞き取り、問題事例の詳細や背景を調査する予定である。違反事例については独占禁止法の指針に反映することも検討されており、これまでの営業秘密の開示強要など限られた例示を超えた、より包括的な規制枠組みの構築が期待される。^[1]

調査結果の活用と将来的な影響

この調査で得られた事例は、2026年度以降、独占禁止法に関する指針に反映されることが検討されている。これにより、AIを含めた新たな技術が幅広い産業で普及する中での取引実態に即した、より実効性の高いガイドラインの策定が可能となる。^[1]

また、調査結果は企業間取引の適正化に向けた政策立案の基礎資料として活用されるほか、中小企業の知的財産・データ保護意識の向上や、大企業の取引慣行見直しの契機となることが期待される。特に、サプライチェーン全体での価値創造と適正な利益配分の実現に向けた取組みの推進において重要な役割を果たすものと考えられる。

中小企業による知的財産・データ保護の具体的戦略

契約締結段階での予防的措置

中小企業が自社の知的財産やデータを保護するためには、まず契約締結段階での予防的措置が重要である。秘密保持契約の適切な締結は基本的な保護措置であり、情報開示の目的を明確に定め、秘密情報の範囲を特定し、目的外使用の禁止や第三者への開示禁止を規定する必要がある。^[23]

契約書の内容確認においては、知的財産権の帰属、ライセンス条件、改良発明の取扱い、第三者による権利侵害への対応などを詳細に検討する必要がある。特に、共同研究開発の成果物に関する知的財産権については、各当事者の貢献度や投資額を考慮した公平な配分を事前に合意することが重要である。^{[24] [23]}

データ管理体制の整備と技術的保護措置

中小企業におけるデータ保護では、適切な管理体制の整備と技術的保護措置の実装が不可欠である。データの暗号化、アクセス権限の厳格な管理、定期的なセキュリティ監査を通じて、情報漏洩リスクを最小限に抑える必要がある。^[25]

契約書管理システムの導入により、契約書の検索が簡単になり、期限が迫っている契約書を容易に特定でき、人的ミスの防止にも効果がある。電子契約の導入は、契約プロセスの迅速化とコスト削減を実現する一方で、適切なセキュリティ措置とアクセス制御の設定が重要となる。^{[26] [25]}

知的財産戦略の策定と体系的管理

中小企業においても体系的な知的財産戦略の策定が重要である。自社の知的財産の棚卸しを行い、重要な権利を特定し、予算と優先度を考慮した権利取得計画を立てる必要がある。海外展開を予定している場合は、重要市場への集中と優先順位付けを行い、長期的視点での戦略立案が求められる。^[27]

知的財産の活用戦略としては、自社での実施に加えて、ライセンス契約による実施料収入の獲得や、クロスライセンスによる他社技術へのアクセス確保なども検討すべきである。また、防衛的な権利取得により、他社からの権利侵害主張に対する対抗手段を確保することも重要である。^[23]

SME Data Protection Approaches			
Category	Japan	EU	US
Regulatory Framework	Antitrust, SME guides, Admin guidance	GDPR, Data Act, SME provisions	Sectoral, FTC enforce, Antitrust
Key Features	Investigation, Industry guides, Voluntary	Data rights, Mandatory, Extraterritorial	Innovation, Market solutions, Voluntary
SME Protection	IP guidelines, Templates, Admin guidance	Simple records, Contract protect, Portability	Cybersecurity, Small biz resources, Sectoral
Enforcement	Admin measures, Warnings, Orders	4% fines, Sanctions, Strict compliance	Case-by-case, Consent decrees, Damages

Comparative Regulatory Approaches: Japan, EU, and US SME Data/IP Protection Frameworks

国際的な規制動向との比較分析

欧州連合のデータ法とSME保護アプローチ

欧州連合（EU）では、2025年9月に施行予定のデータ法（Data Act）により、IoTデータの流通促進と中小企業保護の両立を図る包括的な規制枠組みが構築される。データ法は、特に中小企業（SME）を含む、データを取得しようとするすべての欧州の企業を不公正な契約条項から保護することを明示的に目指している。^[28]

EUのアプローチの特徴は、データの公平な割り当てを保証し、誰がどのデータをどのような条件で利用できるかを明確にする点にある。また、強い立場のプレイヤーによって課される不公正なデータ共有に関連する契約条項から企業を保護する措置を含んでいる。^[28]

GDPR施行7年目の2025年には、中小企業の負担軽減を目的とした「限定的」な改正が提案され、記録保持義務の簡素化に焦点を当てている。従業員250人未満の企業について記録保持義務の適用除外

の範囲を拡大し、より多くの中小企業が記録保持義務から解放される見込みである。^[29]

米国の市場主導型アプローチ

米国では、EUのような包括的なデータ保護規則ではなく、セクター別のアプローチと市場主導型の解決策を重視している。サイバーセキュリティ分野では、CISAが提供するSMB向けの情報提供ポータルや、中小企業庁（SBA）による300万ドルの新たな助成金制度など、支援を中心としたアプローチが採用されている。^{[30] [31]}

米国のアプローチは、イノベーション促進を重視し、規制よりも自主的な取組みと市場メカニズムによる解決を優先する傾向がある。しかし、2021年サイバーインシデント通知法案のように、重要インフラに対する報告義務の強化など、特定分野での規制強化も進められている。^{[32] [30]}

日本の調整型アプローチとその特徴

日本のアプローチは、EUの包括的規制とも米国の市場主導型とも異なる「調整型アプローチ」と特徴づけることができる。公正取引委員会による実態調査を基盤として、行政指導、ガイドライン策定、業界自主規制の組み合わせにより、段階的に取引慣行の改善を図る手法である。

この手法の利点は、日本の企業文化や取引慣行に適合した現実的な解決策を提示できる点にある。一方で、EUのような明確な法的義務や米国のような市場メカニズムに比べて、実効性の確保が課題となる可能性がある。今回の4万社調査は、この調整型アプローチの実効性を高めるための重要な取組みと位置づけられる。

日本の企業間取引慣行・競争環境への多角的影響評価

サプライチェーン全体への波及効果

今回の調査拡大と将来的な独占禁止法指針の改定は、日本のサプライチェーン全体に大きな変革をもたらす可能性がある。これまで製造業を中心に進められてきた取引適正化の取組みが全産業に拡大されることで、サプライチェーンの各段階における公正な取引慣行の定着が期待される。^{[33] [34]}

パートナーシップ構築宣言を公表している企業は、非宣言企業と比べて多くの取引先企業と価格協議を行っている実態が明らかになっており、公正な取引慣行の重要性が広く認識されつつある。今回の調査により、この傾向がさらに加速することが予想される。^[33]

中小企業の競争力向上への寄与

知的財産・データ保護の強化は、中小企業の競争力向上に直接的に寄与する。これまで不当に流出していた技術情報やノウハウが適切に保護されることで、中小企業は自社の競争優位を維持・強化できるようになる。また、正当な対価を得ることで、研究開発投資の拡大や人材確保が可能となり、さらなる技術革新につながる好循環が期待される。

特に、AI時代において価値が高まる産業データについても保護が強化されることで、中小企業はデータの戦略的活用により新たなビジネスモデルの創出や既存事業の高度化を図ることができる。これは、日本経済全体の生産性向上とイノベーション創出に大きく貢献するものと考えられる。

大企業の事業戦略転換への影響

一方、大企業にとっては、従来の取引慣行の見直しが必要となる可能性が高い。これまで優越的地位を利用して中小企業から知的財産やデータを取得していた企業は、より対等な関係での価値共創に向けた戦略転換を迫られる。

この変化は短期的にはコスト増加をもたらす可能性があるが、長期的には持続可能なサプライチェーンの構築と、イノベーション・エコシステムの健全な発展に寄与するものと期待される。また、適正な対価の支払いにより中小企業の技術開発意欲が向上することで、大企業にとってもより高度な技術やサービスにアクセスできるメリットが生まれる。

国際競争力への長期的影響

日本の取引慣行改善は、国際競争力の向上にも重要な影響を与える。公正な競争環境の構築により、真に競争力のある企業が市場で適正に評価されるようになり、日本企業全体の国際競争力向上が期待される。特に、技術力に優れた中小企業が適正に保護・支援されることで、日本のものづくり産業の国際優位性維持に貢献する。

また、EUや米国との規制調和が進むことで、日本企業の海外展開における法的リスクの軽減や、外国企業との協業における契約交渉力の向上も期待される。グローバルなデータ経済において、日本が主導的な役割を果たすための基盤整備としても重要な意義を持つ。

結論と今後の展望

公正取引委員会による調査拡大は、AI時代の到来という技術環境の変化に対応した、時宜を得た重要な政策転換である。生成AIの普及により産業データの価値が飛躍的に高まる中、中小企業の知的財産・データ保護を強化することは、日本の競争力維持・向上にとって不可欠な取組みといえる。

今後期待される効果として、第一に公正な競争環境の構築により中小企業の技術革新意欲が向上し、日本のイノベーション・エコシステムの健全な発展が促進されることが挙げられる。第二に、サプライチェーン全体での価値創造と適正な利益配分により、持続可能な企業間関係の構築が実現される。第三に、国際的な規制動向との調和により、日本企業のグローバル展開における競争力が強化される。

ただし、調査結果の政策への反映や実効性の確保においては、継続的な監視と改善が必要である。また、企業側においても、法令遵守にとどまらず、公正な取引慣行の定着に向けた自主的な取組みが重要となる。特に、デジタル化が進展する中で、新たな技術やビジネスモデルに対応した柔軟な規制枠組みの構築と運用が求められよう。

今回の取組みが日本の企業間取引慣行に与える影響は、短期的な規制強化を超えて、長期的な産業構造転換と競争力向上の基盤となる可能性を秘めている。AI時代における公正で持続可能な競争環境の構築に向けた重要な一歩として、その成果と課題を継続的に注視していく必要がある。



1. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA132HY0T10C25A8000000/>
2. <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO90725400Y5A810C2MM8000/>
3. <https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/yuhetutekitii-ranyou/>
4. <https://biz.moneyforward.com/contract/basic/9645/>

5. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA156SD0V10C25A8000000/>
6. <https://www.mmn-law.gr.jp/assets/pdf/mmn/Mmn220909.pdf>
7. <https://www.gyoumitakukeiyakusho.com/transfer-or-license-of-intellectual-property-rights-by-gratuitous-or-unreasonably-low-consideration/>
8. <https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>
9. <https://innoventier.com/archives/2019/06/8822>
10. <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki/2020/200722chizaitorihiki04.pdf>
11. https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline01.pdf
12. <https://www.hatsumei.co.jp/column/大企業の下請け知財いじめ-公取委の初の調査で/>
13. <https://businessandlaw.jp/articles/a20231003-1/>
14. https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223_startupchousa.html
15. <https://www.kinokapat.jp/ipguideline/>
16. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/13-shiryou/10.pdf
17. <https://www.ricoh.co.jp/service/digital-manufacturing/case/detail14>
18. <https://www.wingarc.com/solution/manufacturing/blog/iotdata-processing.html>
19. <https://note.com/technotimes/n/n63d212f85d81>
20. <https://n1-inc.co.jp/chushokgyo-ai-dounyu-jirei/>
21. https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20170530003-1.pdf
22. <https://innoventier.com/archives/2024/10/17423>
23. <https://wakamoto-ip.com/business/keiyaku>
24. <https://biz.moneyforward.com/contract/basic/14678/>
25. <https://www.bindit.jp/column/contract-document-management>
26. <https://www.onamae.com/business/article/109573/>
27. <https://onestepbeyond.co.jp/blogs/中小企業のための海外知的財産権保護戦略：コス/>
28. <https://note.com/informationlaw1/n/nfe0ee024c212>
29. https://note.com/global_ai_data/n/n6f9aa73238a9
30. https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000150.pdf
31. <https://www.ipa.go.jp/publish/wp-dx/qv6pgp0000000txx-att/000093706.pdf>
32. <https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2025/01/business-eu-data.html>
33. https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/chusho/b1_4_3.html
34. https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/chusho/b1_1_4.html
35. <https://www.iftc.go.jp/soudan/soudan/yuetsutekichii.html>
36. <https://www.businesslawyers.jp/articles/1065>
37. https://www.iftc.go.jp/hourei_files/yyuetsutekichii.pdf
38. <https://www.corporate-legal.jp/news/5107>
39. <https://aoi-sogo-law.com/archives/1690>
40. <https://www.iftc.go.jp/shitauke/kousyukai/gaiyou.html>

41. https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/200805_3.pdf
42. <https://legalsearch.jp/portal/column/abuse-of-a-superior-bargaining-position/>
43. <https://www.businesslawyers.jp/practices/675>
44. <https://www.saitama-bengoshi.com/oyakudachi/20240213-1-2/>
45. https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614_files/houkokusyo.pdf
46. <https://hirayamalawoffices.com/wp-content/uploads/2019/10/9a6a3032ab9576b117146b3f745c15f5-1.pdf>
47. <https://yuhikaku.com/articles/-/19280>
48. <https://crexinc.jp/manufacturing/digital/manufacturing-ai-use-cases/>
49. <https://protrude.com/report/bigdata-case-study/>
50. <https://www.brains-tech.co.jp/impulse/blog/generation-ai-case/>
51. <https://www.skillupai.com/blog/for-business/about-smart-factory/>
52. <https://www.resona-biz.jp/bizskill/smb-profit-boost-through-genai/>
53. <https://www.matrixflow.net/case-study/71/>
54. https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/seichoken/240628_report.pdf
55. <https://www.jp-bengoshi.com/archives/4955>
56. https://www.tac-school.co.jp/library/kouza_kigyoudougachannel/keiei-shien-1syo-text.pdf
57. https://online.lec-jp.com/images/template/goods_parts/shindanshi/pdf/17chokuzen/sample/sample_1jikakomon.pdf
58. https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo_13_08_06.pdf
59. <https://storialaw.jp/blog/7330>
60. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?toukei=00552010&tstat=000001026225&page=1>
61. <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki/2020/200722chizaitorihiki05-1.pdf>
62. https://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail15j/h27_06.pdf
63. <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000320124.pdf>
64. https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_h29_files/214-2.pdf
65. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?layout=dataset&kikan=00552&toukei=00552010&stat_infid=00031570611
66. https://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2025/03/shunto_02.html
67. https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline/list21.html
68. https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html
69. https://note.com/nobu_g_smb/n/n87c277a3b5b2
70. <https://www.saegusa-pat.co.jp/commentary/others/chizainotes/1262/>
71. <https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/manual/senryaku/index.html>
72. <https://saas.imitsu.jp/cate-contract-management/article/l-2233>
73. <https://www.chukiken.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/136.pdf>
74. <https://gelatocms.com/blog/about-gdpr/>
75. <https://www.auriq.co.jp/blog/gdpr-kojinjohohogo-tigai/>
76. <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h25/html/nc244200.html>

77. <https://www.businesslawyers.jp/articles/1374>
78. https://www.nttcom.co.jp/comware_plus/img/201804_GDPR.pdf
79. https://www.jipdec.or.jp/library/itreport/20201221_2.html
80. <https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/056.html>
81. https://www.jstage.jst.go.jp/article/jael/26/0/26_1/_pdf/-char/ja
82. https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/cyber_security.html
83. <https://www.oike-law.gr.jp/wp-content/uploads/oike30-01.pdf>
84. https://shokosoken.or.jp/shokokinyuu/2016/12/201612_2.pdf
85. <https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2024/12/subcontract-act-supplychain03.html>
86. <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250613nenpou.sample.html>